４．集中工事に伴う料金調整④

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
第一東海自動車道の春日井ＩＣから名古屋ＩＣまでの各ＩＣ	第一東海自動車道の東名三好ＩＣから岡崎ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ＩＣ及び豊田南ＩＣ 東海環状自動車道の豊田藤岡ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

Ⅱ　料金公告の一部変更について

変更公告中、Ⅱ．１．⑵㉔及び２．⑶⑤に基づく企画割引に係る公告の１．企画割引「信州めぐりフリーパス2026」の

⑷　適用区間

①　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの区間、及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間及び新湘南バイパスの全区間。を、

⑷　適用区間

①　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで、東関東自動車道水戸線の富里インターチェンジから大栄インターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)のあきる野インターチェンジから多古インターチェンジまで及び成田国際空港線の全区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間及び新湘南バイパスの全区間。

に変更する。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第27号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和８年11月９日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年11月６日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．別添２の大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道１号（淀川左岸線延伸部）(２号淀川左岸線）の表中

「大開」を「大開（ＥＴＣ）」に改める。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により次の免許状は失効した。

令和８年11月６日　静岡県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　谷　侑樹　本籍地　静岡県

免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者

⑴　小学校教諭一種免許状、令６小一第131号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会

⑵　中学校教諭一種免許状（理科）、令６中一第200号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会

⑶　高等学校教諭一種免許状（理科）、令６高一第273号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会

２　失効年月日　令和８年９月25日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）に該当

行旅死亡人

氏名・生年月日・性別等不詳

上記の者は、令和７年４月３日、千葉県南房総市富浦町丹生327番地で発見された。身元不明のため、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

令和８年11月６日

千葉県　南房総市長　渡辺　秀和

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定30～50歳代男性、身長165～174センチ程度、着衣は黒色長袖上着、黒色長ズボン、靴のサイズ28センチ、所持品黒色リュックサック、小銭入れ、硬貨

上記の者は、令和８年４月26日午後０時30分頃福岡県糟屋郡久山町大字猪野788番地６から東方図測200ｍ先山中で白骨化して発見されました。死亡推定日時は令和７年４月頃。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、当町福祉課まで申し出てください。

令和８年11月６日

福岡県　久山町長　西村　勝